

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本的な視点

平成29年度から平成32年度までを計画期間とする石巻市第3次障害者計画では、基本理念を『共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ』と設定しています。障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

この計画においても、障害者計画の基本理念の下、以下の基本方針に沿って事業を推進していきます。

《石巻市第3次障害者計画 基本理念》

共に暮らし支え合う、自分らしい暮らしを描けるまちへ

2. 計画推進の基本方針

自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために、以下の4つの事項について、計画的な遂行を図っていきます。

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じて、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組を進めていきます。

また、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援が必要な障害児者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組等を計画的に推進していきます。

2. 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めています。

また、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市との連携の重要性について周知を図っていきます。

3. 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。障害者差別解消法では、障害者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の障害のある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難となる人とされており、障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

本市では、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行うとともに、差別に関する相談に適切に対応していきます。

4. 意思決定支援、成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に関する施策の推進にあたっては、広く情報提供活動を行い、成年後見制度の役割や利用方法等の周知に努め、適切な利用促進につなげていくよう関係各機関との連携を図っていきます。

3. 計画策定にあたって

本市では、第5期障害福祉計画を策定していくにあたり、以下の4つの基本的考え方を踏まえた計画としていきます。

- ① 石巻市共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例及び障害者差別解消法の考え方との整合性を図る。
- ② 実効性のある計画を目指し、障害者計画（基本計画）・障害福祉計画及び障害児福祉計画（実施計画）の一体化に向けて事業の整理を行う。
- ③ 人口の動向やニーズを踏まえ、現実的な計画値を設定する。
- ④ 施策を効果的・効率的に推進するため、3年間で優先的に取り組むべき重点事業を設定する。

この基本的考え方を踏まえ、今期計画の重点事業を以下のように設定します。

【重点事業】

第3次障害者計画の基本目標	施策	事業
基本目標1 障害による差別をなくし、支え合う市民意識の醸成に努めます	1-1 啓発活動、福祉教育の推進	○理解促進研修・啓発事業
基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します	2-1 相談支援体制の確保	○相談支援事業 ○関係機関相談窓口の周知 ○自立支援協議会の連携 ○ 新 地域生活支援拠点の整備
基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します	3-1 多様な就労への支援	○就労支援施設等からの物品調達 ○就労移行支援
基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます	5-1 発達・療育支援環境の充実	○ 新 児童発達支援センターの設置

4. 平成 32 年度における成果目標

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき策定する「市町村障害福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標を設定するよう示されています。本計画においては、本市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本。
- 平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本。
- ※平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■石巻市の目標設定

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	126 人	平成 28 年度末時点入所者数
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者 (B)	9 人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
	7.1%	移行割合 (B/A)
【目標値】 施設入所者 削減目標数 (C)	0 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数
	0.0%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 国が設定する式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率を、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本。

■石巻市の目標設定

項目	目標
⑧保健・医療・福祉関係者による協議の場	平成 32 年度末までに石巻市・女川町圏域で設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的に、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していきます。

国の基本指針では、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としており、石巻市・女川町圏域において、平成 31 年度には面的な整備を終える予定です。

■石巻市の目標設定

項目	目標
⑧ 地域生活支援拠点等の整備	平成 31 年度末までに石巻市・女川町圏域で面的な体制（地域の事業者が機能を分担して支援を行う仕組み）を整備

【地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）】



資料：厚生労働省「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議」（平成 28 年 12 月）資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本。

■石巻市の目標設定

項目	数 値	備 考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	9人	平成 28 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	6人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	3事業所	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 平成 32 年度の一般就労移行者数 (D)	12人 1.3倍(D/A)	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 (E)	14人 233.3%(E/B)	平成 32 年度末時点での利用見込数
【目標値】 就労移行率が 3 割以上の事業所	1 事業所 25.0%	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数
⑨【目標値】 職場定着率	平成 31 年度 30.0% 平成 32 年度 50.0%	それぞれの年度末における 1 年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本。平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成 30 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。

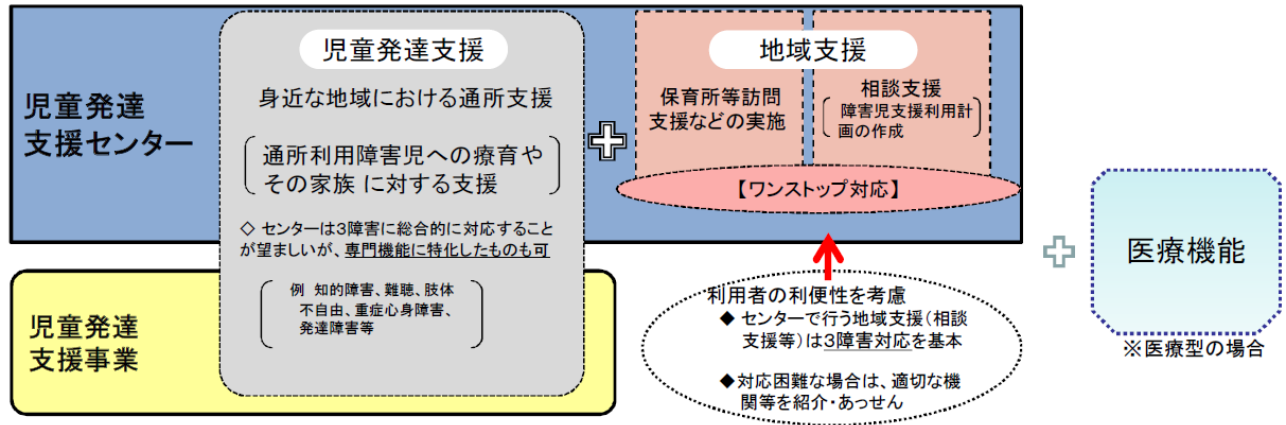
■石巻市の目標設定

項 目	目 標
⑨ 児童発達支援センター※	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での設置目標数 1
⑨ 保育所等訪問支援（利用可能事業所）	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所	石巻市・女川町で設置 平成 32 年度末時点での整備目標数 1
⑨ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度末までに石巻市・女川町 圏域で設置

※児童発達支援センター：

児童発達支援センターとは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

【児童発達支援センターと事業（イメージ）】



資料：厚生労働省「社会保障審議会障害者部会」（平成 27 年 9 月）資料

5. 重点事業

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 啓発活動、福祉教育の推進

第3次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます					
	施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進					
重点事業	理解促進研修・啓発事業					
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
講座等開催回数	—	—	3	3	3	3

(2) 相談支援体制の確保

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	相談支援事業					
概要	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
委託型相談支援事業所数	4	4	4	4	5	5

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	関係機関相談窓口の周知					
概要	訪問、巡回等による相談受付等、相談しやすい体制を構築します。また、当事者の協力のもとで発達障害の啓発リーフレットや障害福祉ガイドブックを作成する等、窓口や制度の周知を図ります。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
啓発リーフレットの作成	—	検討	作成	配布	配布	配布

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	自立支援協議会の連携					
概要	相談支援事業をはじめとする地域における障害者への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす場として、女川町と共同で自立支援協議会を設置しています。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
協議会の運営	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第3次 障害者計画	基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します					
	施策2-1 相談支援体制の確保					
重点事業	⑨地域生活支援拠点の整備					
概要	障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題の解決を目指す地域生活支援拠点を整備します。					
方向性	新設					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
拠点の設置	—	検討	検討	検討	設置	設置

(3) 多様な就労への支援

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します					
	施策3-1 多様な就労への支援					
重点事業	就労支援施設等からの物品調達					
概要	本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。					
方向性	継続					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
契約件数	23	24	25	26	27	28

第3次 障害者計画	基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します					
	施策3-1 多様な就労への支援					
重点事業	就労移行支援					
概要	制度の周知や雇用に関する情報の提供を、関係機関との連携により実施します。					
方向性	充実					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
事業所数	4	3	5	5	5	6

(4) 発達・療育支援環境の充実

第3次 障害者計画	基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます					
	5-1 発達・療育支援環境の充実					
重点事業	⑨ 児童発達支援センターの設置					
概要	障害の早期発見、早期療育支援を図る体制を整備するため、児童発達支援センターを設置します。					
方向性	新設					
指標	第4期障害福祉計画(実績値)			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画(目標値)		
	27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
センターの設置	—	—	検討	検討	検討	設置